

3. 法学部

I	法学部の研究目的と特徴	3 - 2
II	分析項目ごとの水準の判断	3 - 3
	分析項目 I 研究活動の状況	3 - 3
	分析項目 II 研究成果の状況	3 - 6
III	質の向上度の判断	3 - 9

I 法学部の研究目的と特徴

研究目的

1. 本学部の研究目的の第一は、「それぞれの分野で日本の学界をリードできる研究水準を達成する」という本学部の中期目標に則り、研究者各人の創造力を育み、我が国における法学と政治学の発展に貢献することである。そのためには、研究者個人の問題意識や方法論を尊重して自由な研究活動を保障するだけでなく、研究環境の整備に努めることが重視される。このような方針は、同時に研究者、特に若手研究者の育成という目的を内包している。本学部で研究を行った若手研究者が他大学に転出後研究をさらに発展させることも少なくないが、そのような若手研究者が研究を始める場を提供することは、学界の研究水準向上に資するものであり、ひいては社会一般に貢献するとの認識に立ち、自由な研究活動の発展に努力している。
2. 本学部は、急速に変化する社会に対して学術上の貢献をすべく、組織的な研究活動を行うことをその目的としている。その際、従来から行われてきた個人研究者間の自由な共同研究のみならず、時代の変化を見据えた、新しいプロジェクト型の研究を行うことも視野に入れている。
3. グローバリゼーションが進行する今日において、国際的な研究協力体制を構築することも法学部の目的の一つである。このような目的の追求においても、個人による国際的な研究活動を推進するだけではなく、学部としての組織的な協力体制を整えることも重視している。
4. 地域社会に対する研究上の貢献を行うことも重要な目的となる。すなわち、本学部は地方の基幹大学であるという特徴を積極的に捉え、岡山地域、さらには中四国地域に対してその研究成果を還元していくことも目的としている。

研究の特徴

本学部における研究活動の特徴は、研究者個人の自由な研究活動の発展を基礎とし、組織としてそれを支援するとともに、法学部の研究基盤となるコア・プロジェクトを設定することによって学部全体の研究能力を向上させている点にある。また、学術世界や法曹界のみならず、地域社会に対する貢献を行っていることも大きな特徴となっている。毎年の公開講座や学外に開かれた各種学術講演会、あるいはシンポジウムは法学部における研究活動を地域社会に還元する試みの一端である。

[想定する関係者とその期待]

本学部の研究は、法学及び政治学に関連する国内外の学界、法曹界に対して研究論文や研究発表を通じて、その学術的な期待に応えると共に、地域社会に生起する諸問題に関する実践的な解決を提供することによって、地域社会の期待に応えることを目標としている。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 研究活動の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 研究活動の実施状況

(観点に係る状況)

1) 研究体制と分野

本学部は平成 19 年 5 月 1 日時点で教授 17 人、准教授 14 人、助教 1 人を擁している。このうち助教 1 人は任期付きの IT 専門家であり、以下ではその研究活動については言及しない。助教を除く 30 人の教員には、4 人の女性教員と 1 人の外国人教員が含まれる。女性教員の割合は 13.3% である。教員は、公共法、市民法、比較国際法、現代政治学の 4 講座に編成されている。講座は、教育上の基本単位であると同時に、研究活動の拠点でもある。

2) 研究活動の全体的状況

本学部における研究目的の第一は、各人の創造力を育み、我が国における法学と政治学の発展に貢献することである。そのためには、各人の研究成果が積極的に発表、公刊されなければならない。平成 16 年度から平成 19 年度までの公表論文数等は資料 II-1-1 のとおりである。さらに、本学部の機関誌である岡山大学法学会雑誌に掲載された論文等の数は資料 II-1-2 のとおりである。著書・論文に法学部では重要な業績となる判例評釈、書評を加えると、年平均 1 人あたり約 1.9 本という実績になる。

資料 II-1-1：学術論文等の発表状況（平成 16 年度～平成 19 年度合計）

著書・学術論文				その他			
著書 (単著)	著書 (共著)	論文 (単著)	論文 (共著)	判例評釈	書評	報告書等	学会報告
5	44	88	18	51	17	47	34

(出典：法学部教員業績資料)

資料 II-1-2：岡山大学法学会雑誌の論説等の本数

年度	論説	研究ノート	判例研究	紹介	資料	翻訳	講演録
平成 16 年度	12 (15)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	2 (2)
平成 17 年度	7 (13)	2 (2)	3 (4)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	2 (2)
平成 18 年度	10 (20)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
平成 19 年度	10 (19)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (0)

下段（ ）内数は、法務研究科、他学部所属教員等の業績を含む。

(出典：法学部資料室資料)

また、この間における科学研究費補助金等、外部資金の獲得状況は資料 II-1-3、資料 II-1-4 のとおりである。科研費は継続分も合わせると毎年 1 人あたり平均 0.5 件となる。法学部の性格上科研費以外の外部資金の獲得は容易ではないが、今後はその獲得に向けて一層の努力をする必要がある。科研費についても、現状は相応の水準に達していると思われるが、今後も引き続き、件数及び金額の増加に向けて努力する必要がある。

資料Ⅱ－1－3：

科学研究費補助金の交付状況（平成16年度～平成19年度新規分）（単位：千円）

		特定領域 研究	基盤研究 (B)	基盤研究 (C)	萌芽研究	若手研究	合計
平成16 年度	件数		2	2		1	5
	交付額		5,900	1,200		1,100	8,200
平成17 年度	件数	1		3	1	5	10
	交付額	5,900		2,500	1,800	3,400	13,600
平成18 年度	件数	1		2	1	3	7
	交付額	4,100		1,700	1,500	1,700	9,000
平成19 年度	件数	1	1	3		5	10
	交付額	3,400	5,900	3,200		4,300	16,800

（出典：社会文化科学研究科庶務係事務資料）

資料Ⅱ－1－4：その他の外部資金獲得状況（単位：千円）

年度	件数	総額
平成16年度	1	90
平成17年度	2	2,300
平成18年度	2	4,990
平成19年度	0	0

（出典：社会文化科学研究科庶務係事務資料）

若手研究者の育成については、研究費の直接的支援は行っていないが、部局長裁量経費によるパソコン等の備品購入や法学部資料室への基本図書の配備などを通じて間接的な支援を行っている。また、委員等、学内行政面での負担を極力軽減して研究時間を確保するとともに、海外研修の面でも優遇しており、この間若手研究者2人が長期の在外研究に従事した（うち1人は平成20年度末に帰国予定）。

また、学部附置の図書館を持たない本学部においては、研究用の書籍や資料は主として個人研究費で購入して中央図書館に配架してきたが、学術雑誌や全集等、法学部全体のインフラを形成するものについては基盤図書として法学部資料室（図書室に相当）に整備してきた。法学部研究委員会は、法人化後の学部予算縮小にもかかわらず、学部長等と協力してこの面での整備をむしろ拡充強化し、研究環境を向上させてきた（資料Ⅱ－1－5）。

資料Ⅱ－1－5：基本図書整備費予算配分

（単位：円）

年度	配分総額 (i + ii + iii + iv)	i 記念論 文集	ii 欠号補 充費	iii その他の 基本図書	iv 大学院学生 用図書
平成16年度	¥3,120,000	¥400,000	¥50,000	¥2,596,500	¥73,500
平成17年度	¥3,100,000	¥500,000	¥50,000	¥2,550,000	大学院に移管
平成18年度	¥2,200,000	¥500,000	¥50,000	¥1,650,000	大学院に移管
平成19年度	¥3,200,000	¥500,000	¥50,000	¥2,650,000	大学院に移管

（出典：法学部資料室資料）

3) 研究推進組織の整備状況

本学部は、平成16年度に研究委員会を新設して組織的に研究の支援、推進を図ることにした。この委員会の主な任務は次のようなものである。

- ①本学部における研究基盤の整備（後述の研究基盤強化フォーラムの運営、科研費などの競争的資金、研究助成に関する情報収集と学部構成員に対する情報提供など）

- ②研究プロジェクトの立案
- ③法学部資料室の運営・管理
- ④法学部共用図書の選定，予算配分

さらに、本学部では、組織的な研究支援組織としての研究委員会とともに、教員が一層充実した研究活動を行うことができるように研究環境を整備し、学部としての研究基盤を強化することを目的として、平成 16 年に「研究基盤強化フォーラム」（以下「研究フォーラム」という。）を設立した。その主な目的は以下のとおりである。

- ①岡山大学法学部の将来を見据えた継続的な研究プログラムを企画・立案する。
- ②教員相互間の共同研究を促進し、教員同士が研究面で刺激し合い、相互に研鑽する場を提供する。
- ③教員の研究活動を支援し、学部の研究基盤を強化するために、大学内外の研究資金の獲得に向けた活動を積極的に行う。

この研究フォーラムを通じて、法学部は平成 16 年 4 月から 2 つのコア・プログラムを設定し、科研費の申請，研究会の開催、共同研究の実施などの研究活動を開始している。

A. 「法システムの再構築（現代化）に関する共同研究」

B. 「リスク社会とソーシャル・キャピタル論からみた公共空間の現代的展開」

平成 16 年度から平成 19 年度までのそれぞれの研究活動状況は資料Ⅱ－1－6 のとおりである（詳しくは別添資料 1：法学部プロジェクト「法システムの再構築に関する研究」の活動状況，P1，別添資料 2：法学部プロジェクト「リスク社会とソーシャル・キャピタル論からみた公共空間の現代的展開」の活動状況，P2 を参照）。また、両プロジェクトに対して交付された資金は資料Ⅱ－1－7、資料Ⅱ－1－8 のとおりである。

資料Ⅱ－1－6：法学部におけるプロジェクト研究の活動状況

テーマ	A. 法システム	B. リスク社会
研究会開催状況	3 回	6 回
研究報告	5 回	8 回
著書・論文	論文 12 編	論文 10 編

（出典：岡山大学法学部・法学研究科の現状と課題 4）

資料Ⅱ－1－7：共同研究プロジェクトに係わる獲得経費（法システム関係）（単位：千円）

年度	経費区分	総額
平成 16 年度	学内特別配分	2,000
平成 17 年度	社会文化科学研究科長裁量経費	1,000
平成 18 年度	学長裁量経費	2,000
平成 19 年度	学内特別配分	2,000

（出典：社会文化科学研究科庶務係事務資料）

資料Ⅱ－1－8：共同研究プロジェクトに係わる獲得経費（リスク関係）（単位：千円）

年度	経費区分	総額
平成 16 年度	文化科学研究科長裁量経費	1,000
平成 17 年度	学内特別配分（研究経費）	1,000
平成 18 年度	社会文化科学研究科長裁量経費	1,000
平成 19 年度	科学研究費補助金（基盤 C）	1,900

（出典：社会文化科学研究科庶務係事務資料）

4) 国際的な研究協力の状況

本学部では、海外の研究機関との連携を図り、中国・北京大学法学院、および台湾の高雄大学法学院と部局間交流協定を締結した。そのうち、北京大学との研究協力においては、定期的にどちらかの大学で合同研究会を開いており、中でも平成16年12月に岡山大学で開催した共同シンポジウム「日中間取引における法規制の現状と将来：企業進出に関する法制度を中心に」で、本学部教員のほか、6人の北京大学教授や県内の弁護士なども報告を行った。また、高雄大学法学院との間でも、第1回共同研究会を平成18年度に開催した。

上記以外にも、外国の研究者による学術講演を行うと同時に（3カ国から各1人）、海外の学会での活動も推進している（海外渡航延べ31回、海外の学会等における報告3回）。

5) 研究を通じた社会貢献活動

地域の自治体等に対する専門的な知見の提供は、研究活動に付随する法学部の重要な役割である。法学部はこの間、県内自治体の審議会や弁護士会などの公的団体に延べ50人の委員等を派遣した。また、国レベルや他県の審議会等にも延べ9人を派遣している。さらに、公開講座、地域に開かれた学術講演会やセミナーを通じて研究活動の社会への還元を努めている。

**観点 大学共同利用機関、大学の共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設
においては、共同利用・共同研究の実施状況**

(観点に係る状況)

該当なし

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

この数年間教員の転出が増大し、研究歴が短い若手研究者でそのあとを補充してきたにもかかわらず、資料Ⅱ-1-1（学術論文等の発表状況）や資料Ⅱ-1-3（科学研究費補助金の交付状況）にみられるように、研究活動は活発で、科研費獲得数も増加している。

プロジェクト研究については、平成16年度以降、研究委員会及び研究フォーラムを設置し、組織的な研究活動を展開するとともに、外部及び学内の競争的資金の獲得・活用を進めてきた（資料Ⅱ-1-6：本学部におけるプロジェクト研究の活動状況）。

また、国際研究協力においても、海外の大学との交流協定に基づき、シンポジウムや研究会を継続的・組織的に開催することが定着してきている。

さらに、自治体等にも多数の委員を派遣してきた。

以上の理由により、学界や地域社会から期待される水準を上回ると判断する。

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 研究成果の状況

(観点に係る状況)

1) 優れた研究成果

研究者個人による研究業績の総数については資料Ⅱ-1-1（学術論文等の発表状況）のとおりである。そのうち学術面でSSと判定される業績が1つ、Sと判定される著書や学術論文は合計8本に上る（学部・研究科等を代表する優れた研究業績リスト（I表）参照）。

そのうち、優れた研究業績 68-3-1001 は、いわゆるリバタリアン・コミュニタリアン論争を「公と私の関係」という観点から整理し直し、そこに共和主義に関する独自の解釈を加えることによって「法の公共的正統性」を新しく位置づけなおした意欲的な作品で、学会賞を2つも獲得するなど、非常に高く評価されている。また、優れた研究業績 68-3-1003 は日本ではほとんど未開拓の分野において一次資料や欧米における研究を丹念に渉猟することによって国際公務員法の体系を多方面から分析した質の高い研究である。S 判定を下したそのほかの業績も、いずれも高い水準にあると第三者によって認められている。

そのほかにも、学会誌や全国的に定評のある学術誌に掲載された論文、あるいは高い売れ行きによって間接的にその質の高さが推測できる著書など、引用や書評など具体的な指標によって裏付けることができないために S 判定を下すには至らなかったが、それに近い水準にあると考えられる業績も少なくない。たとえば、河原祐馬ほかによる『外国人参政権問題の国際比較』（昭和堂、平成 18 年、本学部からは 2 人が執筆・編集に参加）は、研究があまりなかったアジアやアメリカにおける外国人参政権問題も取り上げることによって斬新な比較研究となっており、書評や引用等ははまだ確認できないものの、版を重ねることから、高い評価を得ていることが推測できる。また、法学・政治学の分野では学術論文に次いで重視される判例評釈や書評についても、その多くが定評ある学術誌に掲載されたものであり、その点で水準の高い成果を上げていると判断する。

さらに、本学部では従来からその教育研究活動について 3 年ごとに自己評価報告書を作成・公表しており、平成 18 年度に作成した報告書においても研究活動の自己評価を行っている。そして、研究者全員の業績リストについては、この回から別個の簡易冊子体にまとめて資料室で閲覧に供すると同時に、法学部ウェブサイトでも公開している。

2) 研究推進体制整備および共同研究プロジェクトによる成果

法学部では、研究フォーラムを通じて、2つのコア・プログラムを設定した。これらはいずれも平成 16 年度以降学内特別配分、学長裁量経費などの予算配分を受け、継続的にプロジェクトが進行するようになり、資料Ⅱ-1-6（法学部におけるプロジェクト研究の活動状況）が示すように 20 を超える研究成果を上げるとともに、本学部における共同研究の萌芽にもなりつつある。

3) 国際的な研究協力の成果

本学部は、北京大学法学院および台湾の高雄大学法学院と毎年度共同研究会を行ってきた。特に、平成 16 年に北京大学法学院との共催によって岡山大学で開催した共同シンポジウムには全国から 100 人近くの参加者があるなど大きな成功を収め、その成果は岡山大学法学会雑誌第 55 巻第 1 号（平成 17 年）に掲載され、またその後の合同研究会に引き継がれている。

4) 研究面における社会貢献活動の成果

本学部には国や自治体など各方面の公的機関から延べ 50 件以上の委員等の派遣が要請されており、法学部の学術的な活動が外部から評価されていることを示している。さらに、地域に開かれたシンポジウム等も開催している。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由)

まず、個々の研究者による研究活動の成果を全体としてみた場合には、「当該分野において卓越した水準にある」業績が 1 点、「当該分野において優れた水準にある」と判断される業績が 8 点あるほか、実質的にそれに近い水準を持った業績も少なくないと考えられるので、この点では研究成果の状況は学界から期待される水準を上回るものと判断する。また、国際的な研究協力の成果にも大きなものがみられた。その他の事項も期待される水準にあ

るか上回るものと判断する。また、ウェブサイトや自己評価書において研究成果の積極的な自己点検と公開を進めていることも、評価に値すると言える。

以上の点を総合的に判断し、本学部における研究成果の状況は社会及び法学・政治学関係の学界によって期待される水準を上回ると判断する。

Ⅲ 質の向上度の判断

①事例1「共同研究プロジェクトに対する取り組み」(分析項目Ⅰ)

学部内に研究フォーラムを立ち上げ、2つの共同研究プロジェクトを推進し、数次にわたる研究会を開催した。また、全国学会等における研究報告も活発となり、平成18年度までに22の学術論文を生み出した(資料Ⅱ-1-6:法学部におけるプロジェクト研究の活動状況)。さらに、リスク社会に関するプロジェクトはソーシャル・キャピタル論に視野を広げ、平成19年度科学研究費を獲得した。

②事例2「国際的な研究教育」(分析項目Ⅰ)

平成16年12月に岡山大学で開催された北京大学法学院との共同シンポジウム「日中間取引における法規制の現状と課題」は、本学部が開催した初めての国際的なシンポジウムで、学内外から200名を超える参加者を得て成功裡に終了した。このシンポジウムの成果は岡山大学法学会雑誌第55巻第1号(平成17年)に掲載され、またその後の合同研究会に引き継がれている。

③事例3「地域社会への貢献」(分析項目Ⅰ)

法学部は、平成16年度から国際法や国際政治を専門とする教員を中心として、岡山県を発信地とした国際貢献や国際協力、国際機関との関わり合いについて、各方面からの講演者を交えてシンポジウムや研究会を行っている。県や国際協力機構の職員も参加して開かれたシンポジウム「岡山からの国際貢献を考える」(平成19年12月)では、外部からの参加者による報告と並んで、本学部から大学院社会文化科学研究科に進学した学生がバーゼル条約事務局でのインターンシップ体験を報告した。

④事例4「優秀な水準にある研究成果の発表」(分析項目Ⅱ)

平成16年度から、本学部では研究者数がそれまでの4分の3に縮小し、また新設の大学院法務研究科に対する支援などさまざまな負担に直面しながらも、「当該分野において、卓越した水準にある」業績を1編、「当該分野において、優秀な水準にある」と判断される研究成果を8編出すことができた。特に、若手研究者の一人である大森秀臣准教授は、平成18年に単著『共和主義の法理論』を出版したが、この業績は、日本法哲学学会奨励賞(書籍部門)、および天野和夫研究奨励金を受賞している。本学部は、若手研究者支援のために研究環境整備等を行っており、この著作の出版に際しては、さらに外郭団体である岡山大学法学会を通じて出版助成を行った。